

細 則

第1章 総 則

第1条 (定款細則の目的)

この定款細則は公益社団法人日本助産師会（以下、「本会」という。）の運営に必要な事項を定める。

第2条 (地区の区分)

本会は、都道府県助産師会を次の7地区に区分し、地区活動を実施する。

1. 北海道・東北地区
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
2. 北関東地区
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県
3. 南関東地区
東京都、神奈川県、千葉県、山梨県、長野県、静岡県
4. 東海・北陸地区
富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
5. 近畿地区
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
6. 中国・四国地区
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
7. 九州・沖縄地区
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第2章 都道府県助産師会との連携

第3条 (都道府県代表者会議)

都道府県助産師会の代表者（会長等）との意見交換のための会議を年1回以上開催することができる。

第3章 国際助産師連盟（ICM）

第4条 (ICM 評議員会への出席等)

会長は国際助産師連盟（ICM）の評議員会に出席する。ただし、会長が出席できないときは、会長は理事会の承認を経て正会員の中から代理者を任命することができる。

- 2 国際助産師連盟の規定により、複数の ICM 評議員会の参加が認められるときは、会長は理事会の承認を経て正会員の中から評議員を任命することができる。

第4章 総会

第5条（開催期日）

通常総会は事業年度終了後3か月以内に開催する。

第5章 役員

第6条（役員任期等）

役員は定款33条に規定される任期とする。ただし、専務理事及び常任理事は選任後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会終結の時を超えて就任することができない。

- 2 選挙日に満70歳に達する者は、役員に就任することができない。
- 3 理事の連続の就任年数は選任後12年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会終結の時を超えて就任することができない。

第6章 委員会

第7条（常任委員会）

本会に次の常任委員会を置く。

- (1) 子育て・女性健康支援センター推進委員会
 - (2) 安全対策委員会
 - (3) 災害対策委員会
 - (4) 教育委員会
 - (5) 組織強化委員会
 - (6) 倫理審査委員会
 - (7) 国際委員会
 - (8) 政策・調査委員会
 - (9) 授乳支援委員会
- 2 各常任委員会の任務、構成及び運営に関しては別に定める。
 - 3 第1項の各号に掲げる委員会の外に、会長が必要と認めるときは、特別委員会を置くことができる。ただし、特別委員会の設置期間は、原則1年とする。

第7章 顧問

第8条（顧問）

顧問を以下のとおり置くことができる。

- 2 若干名
- 3 顧問は理事会が推薦し、会長が任命する。
- 3 理事会の要請に応じ、本会事業の全般について指導助言を行う。

第8章 細則の変更

第9条 細則の変更は、理事会において審議し、変更することができる。

附則

この細則は、平成24年10月1日から施行する。

この細則は、平成29年6月1日から施行する。

この細則は、平成31年1月24日から施行する。

この細則は、平成31年4月24日から施行する。